

鳥取大学附属学校給食センター規程

(設置)

第1条 鳥取大学に鳥取大学附属学校給食センター（以下「給食センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 給食センターは、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）の学校給食を実施するための施設とする。

(運営委員会)

第3条 給食センターの円滑な運営を図るため、附属学校に鳥取大学附属学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については別に定める。

(職員)

第4条 給食センターに、給食センター長、主任及び必要な職員を置く。

2 給食センター長は附属学校部長を、主任は附属学校部事務長をもって充てる。

3 給食センター長は、給食センターの管理運営を総括する。

4 主任は、給食センター長を補佐する。

(任期)

第5条 給食センター長の任期は1年とする。

(事務処理)

第6条 給食センターに関する事務は、附属学校部事務部において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、給食センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年鳥取大学附属学校部規則第16号）

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年鳥取大学附属学校部規則第10号）

この規程は、平成18年5月17日から施行し、改正後の鳥取大学附属学校給食センター規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年鳥取大学附属学校部規則第6号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年鳥取大学附属学校部規則第2号）

この規程は、平成20年2月19日から施行し、平成19年12月26日から適用する

附 則（平成21年鳥取大学附属学校部規則第1号）

この規程は、平成21年3月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する

附 則（平成21年鳥取大学附属学校部規則第4号）

この規程は、平成21年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学附属学校給食センター規程の規定は平成21年4月1日から適用する